

令和 6 年

さいたま市議会 6 月定例会議案

目 次

議案第 9 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	1
	(さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について)	
議案第 9 2 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	2 5
	(さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について)	
議案第 9 3 号	令和 6 年度さいたま市一般会計補正予算 (第 1 号)	
	(議案第 9 3 号は、別冊に掲載されております。)	
議案第 9 4 号	さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 0
議案第 9 5 号	さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について…	3 1
議案第 9 6 号	さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 6
議案第 9 7 号	さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒル うらわ条例の一部を改正する等の条例の制定について…………	3 7
議案第 9 8 号	さいたま市高齢者デイサービスセンター条例及びさいたま 市与野本町デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について……………	4 5
議案第 9 9 号	さいたま市大崎むつみの里条例及びさいたま市槻の木条例 の一部を改正する条例の制定について……………	4 6
議案第 1 0 0 号	さいたま市障害者福祉施設春光園条例等の一部を改正する 条例の制定について……………	4 9
議案第 1 0 1 号	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条 例等の一部を改正する条例の制定について……………	5 2
議案第 1 0 2 号	さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正す る条例の制定について……………	5 7

議案第 1 0 3 号	さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の 制定について……………	5 9
議案第 1 0 4 号	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………	6 0
議案第 1 0 5 号	さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について……………	6 2
議案第 1 0 6 号	さいたま市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正 する条例の制定について……………	6 3
議案第 1 0 7 号	さいたま市下水道事業の設置等に関する条例及びさいたま 市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	6 5
議案第 1 0 8 号	さいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事請負 契約について……………	6 7
議案第 1 0 9 号	さいたま市立新設大和田地区小学校建設（電気設備）工事 請負契約について……………	6 8
議案第 1 1 0 号	さいたま市立新設大和田地区小学校建設（機械設備）工事 請負契約について……………	6 9
議案第 1 1 1 号	議決事項の一部変更について（ひまわり学園大規模改修（ 建築）工事請負契約）……………	7 0
議案第 1 1 2 号	議決事項の一部変更について（ひまわり学園大規模改修（ 機械設備）工事請負契約）……………	7 1
議案第 1 1 3 号	議決事項の一部変更について（さくら草学園移転整備（建 築）工事請負契約）……………	7 2
議案第 1 1 4 号	議決事項の一部変更について（さいたま市立大宮北小学校 （1－1、－2・2・18棟）リフレッシュ改修（機械設 備）工事請負契約）……………	7 3
議案第 1 1 5 号	議決事項の一部変更について（さいたま市立原山小学校（ 7・18・21・24・25棟）リフレッシュ改修（建築 ）工事請負契約）……………	7 4

議案第 1 1 6 号	議決事項の一部変更について（さいたま市立谷田小学校（ 1・31・32棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契 約）……………	7 5
議案第 1 1 7 号	議決事項の一部変更について（さいたま市立本太中学校（ 6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟 ）リフレッシュ改修（機械設備）工事請負契約）……………	7 6
議案第 1 1 8 号	議決事項の一部変更について（うらわ美術館空調設備改修 工事請負契約）……………	7 7
議案第 1 1 9 号	財産の取得について…………… （災害対応特殊化学消防ポンプ自動車）	7 8
議案第 1 2 0 号	財産の取得について…………… （救助工作車Ⅱ型）	7 9
議案第 1 2 1 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合の規約の変更について……………	8 0
議案第 1 2 2 号	市道路線の認定について……………	8 2
議案第 1 2 3 号	市道路線の廃止について……………	8 4

議案第 9 1 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

下記のことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

(別紙)

専決第 2 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のように専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（市民税の減免） 第 4 7 条 〔略〕 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(4) 〔略〕 3 第 1 項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第 8 0 条 〔略〕 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければ	（市民税の減免） 第 4 7 条 〔略〕 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、<u>市長に提出しなければならない。</u> (1)～(4) 〔略〕 3 第 1 項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第 8 0 条 〔略〕 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、<u>市長に提出しなければなら</u>

らない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(6) [略] 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第120条 [略] 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に<u>その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(4) [略] 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (事業所税の減免) 第150条 [略] 2 前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して<u>市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、事業所税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(4) [略] 3 第1項の規定により事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則 <u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u> 第11条の2 所得割の納税義務者の選択により、<u>法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)</u>がある場合には、<u>特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出した</u>	ない。 (1)～(6) [略] 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>においては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第120条 [略] 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、<u>市長に提出しなければならない。</u> (1)～(4) [略] 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>においては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (事業所税の減免) 第150条 [略] 2 前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、<u>市長に提出しなければならない。</u> (1)～(4) [略] 3 第1項の規定により事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>においては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則
--	---

ものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第20条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第20条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第12条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第15条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第12条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1, 805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第15条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第21条、第24条から第25条の2まで、附則第11条第2項、附則第15条第1項、附則第15条の3の2第1項、前条及び附則第17条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第24条の2第2項、第44条の5第1項及び前条の規定の適用については、第24条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第44条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第15条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第15条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第15条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第34条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。））、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1, 000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1, 000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収

に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第33条第1項に規定する第1期の納期（以下この項次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはなしとし、第33条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第33条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはなしとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはなしとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第44条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第15条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第3項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第15条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第44条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第44

条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個

人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第４４条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第１５条の７第１項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和６年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民

税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第44条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第44条の5第2項の規定により読み替えられた第44条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第44条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特

<u>別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第15条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> 5 <u>令和6年度分の個人の市民税につき第44条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u> 第15条の8 <u>令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第21条、第24条から第25条の2まで、附則第11条第2項、附則第15条第1項、附則第15条の3の2第1項、附則第15条の4及び附則第17条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第16条 [略] 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第21条まで、第24条から第25条まで、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び<u>附則第15条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</u> 3 前項の規定の適用がある場合における第25条の2第1項、<u>附則第15条の5第1項及び前条の規定の適用については、第25条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第16条第2項」と、附則第15条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第16条第2項及び」と、前条中「附則第15条の4及び」とあるのは「附則第15条の4、次条第2項及び」とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第19条 [略] 2 [略] 3 <u>市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅に</u>	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第16条 [略] 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第21条まで、第24条から第25条まで、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項、附則第15条の3の2第1項及び<u>前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</u> 3 前項の規定の適用がある場合における第25条の2第1項の規定の適用については、<u>同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第16条第2項」とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第19条 [略] 2 [略]
--	--

については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1

2項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) [略] <u>1 3</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第17項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) [略] <u>1 4</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) [略] <u>1 5</u> [略] （土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>） 第21条 次条から<u>附則第31条</u>までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) [略] (8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第<u>19条の3第4項</u> （<u>令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例</u>） 第22条 <u>市の区域内</u>の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に	1項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) [略] <u>1 2</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第16項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) [略] <u>1 3</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) [略] <u>1 4</u> [略] （土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>） 第21条 次条から<u>附則第32条</u>までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) [略] (8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第<u>19条の3第5項</u> （<u>令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例</u>） 第22条 <u>市内</u>の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して
--	--

対して課する固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であつて、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第23条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度

課する固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第23条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資

分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

第25条 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。附則第46条において「改正法」という。）附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

第25条 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。附則第46条において「改正法」という。）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第26条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第27条 [略]

2・3 [略]

第28条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第26条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以後の各年度分の固定資産税の特例)

第27条 [略]

2・3 [略]

4 令和2年度分の固定資産税についてさいたま市市税条例の一部を改正する条例（令和3年さいたま市条例第20号）による改正前のさいたま市市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第27条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第27条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第28条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地

に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（免税点の適用に関する特例）

第31条 附則第23条、第26条、第27条又は第28条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第70条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第23条、第26条又は第28条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第27条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第28条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第27条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第34条 附則第23条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第21条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15

に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（免税点の適用に関する特例）

第31条 附則第23条、第26条、第27条又は第28条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第70条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第23条、第26条又は第28条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第27条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第28条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第27条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第34条 附則第23条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第21条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15

条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第125条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第23条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「<u>令第54条の38第1項に規定する価格</u>（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 [略] （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第36条の2 [略] 2 [略] 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>附則第15条の5及び附則第15条の8の規定の適用については、附則第15条の5第1項及び附則第15条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第37条 [略] 2 [略] 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>附則第15条の5及び附則第15条の8の規定の適用については、附則第15条の5第1項及び附則第15条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第125条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第23条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「<u>令第54条の38第1項に規定する価格</u>（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 [略] （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第36条の2 [略] 2 [略] 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第37条 [略] 2 [略] 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略]
---	---

4 [略] （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第38条 [略] 2 [略] 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>附則第15条の5及び附則第15条の8の規定の適用については、附則第15条の5第1項及び附則第15条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> （短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第41条 [略] 2～4 [略] 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>附則第15条の5及び附則第15条の8の規定の適用については、附則第15条の5第1項及び附則第15条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> （一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第42条 [略] 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>附則第15条の5及び附則第15条の8の規定の適用については、附則第15条の5第1項及び附則第15条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> （先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第43条 [略] 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>附則第15条の5及び附則第15条の8の規定の適用については、附則第15条の5第1項</u>	4 [略] （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第38条 [略] 2 [略] 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] （短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第41条 [略] 2～4 [略] 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] （一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第42条 [略] 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] （先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第43条 [略] 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略]
--	--

<u>及び附則第 15 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 4 3 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 4 3 条の 2 [略] 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>附則第 15 条の 5 及び附則第 15 条の 8 の規定の適用については、附則第 15 条の 5 第 1 項及び附則第 15 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 4 3 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 [略] 5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>附則第 15 条の 5 及び附則第 15 条の 8 の規定の適用については、附則第 15 条の 5 第 1 項及び附則第 15 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 4 3 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 4 4 条 [略] 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>附則第 15 条の 5 及び附則第 15 条の 8 の規定の適用については、附則第 15 条の 5 第 1 項及び附則第 15 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 4 4 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 [略] 5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>附則第 15 条の 5 及び附則第 15 条の 8 の規定の適用については、附則第 15 条の 5 第 1 項及び附則第 15 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 4 4 条第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 6 [略]	(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 4 3 条の 2 [略] 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] 3・4 [略] 5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 4 4 条 [略] 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] 3・4 [略] 5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] 6 [略]
--	--

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第45条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第45条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

き額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

第46条 改正法附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第47条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした

場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

第46条 改正法附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第47条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額、以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年

場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

[略]

第49条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第27条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地調整都市計画税額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）

第53条 [略]

度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

[略]

第49条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第27条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）

第53条 [略]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の次に1条を加える改正及び附則第12条の改正は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のさいたま市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 9 2 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

下記のことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

(別紙)

専決第 2 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のように専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(さいたま市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市国民健康保険税条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(課税額) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、 国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被 保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合 算額が <u>2 4 万円</u> を超える場合においては、後期高 齢者支援金等課税額は、 <u>2 4 万円</u> とする。 4 [略]	(課税額) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、 国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被 保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合 算額が <u>2 2 万円</u> を超える場合においては、後期高 齢者支援金等課税額は、 <u>2 2 万円</u> とする。 4 [略]

(さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 6 年さいたま市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条の改正を次のように改める。

(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第 2 1 条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税	第 2 1 条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税

義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 24,500円
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について

義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 22,960円
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について

8, 540円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者1人について 9, 380円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に29万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 17, 500円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6, 100円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者1人について 6, 700円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に54万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 7, 000円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 2, 440円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者1人について 2, 680円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に

7, 560円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者1人について 8, 400円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に29万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 16, 400円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5, 400円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者1人について 6, 000円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に53万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6, 560円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 2, 160円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者1人について 2, 400円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5, 250円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8, 750円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>14, 000円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>17, 500円</u> (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 830円</u> イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 050円</u> ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 880円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6, 100円</u> 3・4 [略]	6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 920円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8, 200円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>13, 120円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>16, 400円</u> (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 620円</u> イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 700円</u> ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 320円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5, 400円</u> 3・4 [略]
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 9 4 号

さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例

さいたま市監査委員条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第 1 0 条 法第 7 5 条第 3 項及び第 5 項の規定による送付、公表及び提出、法第 1 9 9 条第 9 項及び第 1 3 項の規定による提出及び公表（議会の請求又は市長の要求に係る結果に関するものに限る。） ）、法第 2 3 5 条の 2 第 3 項及び地方公営企業法第 2 7 条の 2 第 2 項の規定による提出（市長又は管理者の要求に係る結果に関するものに限る。） 並びに法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項（地方公営企業法第 3 4 条において準用する場合を含む。）の規定による決定は、請求又は要求のあった日から 6 0 日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。	(請求又は要求による監査) 第 1 0 条 法第 7 5 条第 3 項及び第 5 項の規定による送付、公表及び提出、法第 1 9 9 条第 9 項及び第 1 3 項の規定による提出及び公表（議会の請求又は市長の要求に係る結果に関するものに限る。） ）、法第 2 3 5 条の 2 第 3 項及び地方公営企業法第 2 7 条の 2 第 2 項の規定による提出（市長又は管理者の要求に係る結果に関するものに限る。） 並びに法第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項（地方公営企業法第 3 4 条において準用する場合を含む。）の規定による決定は、請求又は要求のあった日から 6 0 日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 95 号

さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成 13 年さいたま市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第 24 条の 2 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 21 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる寄附金を除く。）及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるもの ア・イ [略] ウ 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に掲げる寄	(寄附金税額控除) 第 24 条の 2 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 21 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるもの ア・イ [略] ウ 所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定

附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより、市長が指定したもの

(2) [略]

2・3 [略]

第63条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

附 則

寄附金とみなされるもののうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより、市長が指定したもの

(2) [略]

2・3 [略]

第63条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第10条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

[略]	
法附則第15条第25項第1号	[略]
法附則第15条第25項第2号	7分の6
法附則第15条第25項第3号	[略]
法附則第15条第25項第4号	[略]
法附則第15条第28項	[略]
法附則第15条第32項	[略]
法附則第15条第37項	[略]
法附則第15条第38項	2分の1
法附則第15条第41項	[略]
法附則第15条第42項	[略]
[略]	

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

[略]	
法附則第15条第25項第1号	[略]
法附則第15条第25項第2号	[略]
法附則第15条第25項第3号	[略]
法附則第15条第28項	[略]
法附則第15条第32項	2分の1
法附則第15条第33項	[略]
法附則第15条第38項	[略]
法附則第15条第42項	[略]
法附則第15条第43項	[略]
[略]	

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行す

る。

(1) 附則第 18 条の 2 及び第 54 条の改正並びに附則第 3 条及び第 4 条の規定 公布の日

(2) 第 63 条の改正 令和 7 年 4 月 1 日

(3) 第 24 条の 2 第 1 項の改正、附則第 10 条の 2 を削る改正及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 3 号に掲げる規定による改正後のさいたま市市税条例第 24 条の 2 第 1 項（第 1 号ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 1 号ウ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後のさいたま市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の

日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後のさいたま市市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 9 6 号

さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

さいたま市社会福祉審議会条例（平成 1 5 年さいたま市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(子ども・子育て支援法に基づく事務処理) 第 3 条 審議会は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号） <u>第 7 2 条第 1 項</u> の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するものとする。	(子ども・子育て支援法に基づく事務処理) 第 3 条 審議会は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号） <u>第 7 7 条第 1 項</u> の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 7 号

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部を
改正する等の条例の制定について

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部を改正
する等の条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部を
改正する等の条例

(さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部改正
)

第 1 条　さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例（平成
1 3 年さいたま市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
さいたま市老人福祉施設グリーンヒルうらわ 条例	さいたま市 <u>介護老人保健施設・老人福祉施設</u> グリーンヒルうらわ条例 目次 第 1 章　総則（第 1 条―第 5 条） 第 2 章　介護老人保健施設（第 6 条―第 9 条） 第 3 章　ケアハウス（第 1 0 条―第 1 3 条） 第 4 章　老人デイサービスセンター（第 1 4 条― 第 1 7 条） 第 5 章　在宅介護支援センター（第 1 8 条・第 1 9 条） 第 6 章　補則（第 2 0 条―第 2 5 条） 附則 第 1 章　総則

(設置)

第1条 進行する高齢化社会に対応し、市民の福祉の向上増進を図るため、グリーンヒルうらわをさいたま市緑区馬場1丁目7番地1に設置する。

(構成施設)

第2条 グリーンヒルうらわは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームで厚生労働大臣の定めるケアハウス（以下「ケアハウス」という。）をもって構成する。

(業務)

第3条 ケアハウスは、老人福祉法第20条の6に規定する施設に関する業務を行う。

(設置)

第1条 進行する高齢化社会に対応し、市民の保健福祉の向上増進を図るための複合施設として、グリーンヒルうらわをさいたま市緑区馬場1丁目7番地1に設置する。

(構成施設)

第2条 グリーンヒルうらわは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームで厚生労働大臣の定めるケアハウス（以下「ケアハウス」という。）
- (3) 老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター（以下「老人デイサービスセンター」という。）
- (4) 老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する施設である在宅介護支援センター（以下「在宅介護支援センター」という。）

(業務)

第3条 グリーンヒルうらわは、前条各号に掲げる施設の総合的管理その他設置の目的を達成するために、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める業務を行う。

- (1) 介護老人保健施設 法第8条第28項に規定する介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」という。）並びに同条第1項に規定する居宅サービスのうち同条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）及び同条第8項に規定する通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）並びに法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）及び同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所リハビリテーション」という。）に関する業務
- (2) ケアハウス 老人福祉法第20条の6に規定する施設に関する業務

(3) 老人デイサービスセンター 法第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）及び法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）に関する業務

(4) 在宅介護支援センター 老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する相談、助言、連絡調整その他の援助に関する業務

2 介護老人保健施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室がある場合にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち同条第8項に規定する短期入所に係る障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」という。）を行うことができる。

3 老人デイサービスセンターは、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち同条第7項に規定する生活介護に係る障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）を行うことができる。

第4条 削除

第5条 削除

第2章 介護老人保健施設

（名称）

第6条 介護老人保健施設の名称は、きんもくせいとする。

（入所定員等）

第7条 介護老人保健施設の入所定員は、100人とし、介護保健施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護及び指定短期入所を利用する者を含むものとする。

2 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、20人とする。

（入所対象者等）

第8条 介護保健施設サービスに係る入所対象者は、法の規定による施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の支給を受ける者とする。

2 短期入所療養介護及び通所リハビリテーションに係る利用対象者は、法の規定による居宅介護サ

	<u>ービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者とする。</u> 3 <u>介護予防短期入所療養介護及び介護予防通所リハビリテーションに係る利用対象者は、法の規定による介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者とする。</u> 4 <u>指定短期入所に係る利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、規則で定めるものとする。</u> (1) <u>障害者総合支援法第19条第1項の規定による介護給付費の支給決定を受けた者</u> (2) <u>障害者総合支援法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費の支給を受けることが見込まれる者</u> (3) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による措置に係る者</u> (4) <u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置に係る者</u> (5) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の規定による措置に係る児童</u> <u>（利用料金）</u> 第9条 <u>介護保健施設サービスの入所者、短期入所療養介護の利用者、通所リハビリテーションの利用者、介護予防短期入所療養介護の利用者及び介護予防通所リハビリテーションの利用者は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者（第23条第1項に規定する指定管理者をいう。次項並びに第13条、第17条第1項、第20条及び第21条において同じ。）が定める額を納付しなければならない。</u> 2 <u>指定短期入所の利用者（前条第4項第3号から第5号までに該当する者を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び障害者総合支援法第29条第1項に規定する特定費用（以下「特定費用」という。）を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。</u> (1) <u>前条第4項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額</u> (2) <u>前条第4項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額</u> <u>第3章 ケアハウス</u>
第4条	[略]
第5条	[略]
	第10条 [略] 第11条 [略]

第6条 [略]

(利用料金)

第7条 ケアハウスの入所者は、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第12条 [略]

(利用料金)

第13条 ケアハウスの入所者は、市長の承認を得て、指定管理者が定める額を納付しなければならない。

第4章 老人デイサービスセンター

(名称)

第14条 老人デイサービスセンターの名称は、グリーンヒルうらわ・デイサービスセンターとする。

(利用定員)

第15条 老人デイサービスセンターの利用定員は、20人とし、指定生活介護を利用する者を含むものとする。ただし、第1号通所事業のうち市長が別に定めるサービスに係る利用定員については、市長が別に定める。

(利用対象者)

第16条 通所介護及び第1号通所事業に係る老人デイサービスセンターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費の支給に係る者又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者

(2) 老人福祉法第10条の4第1項第2号の措置に係る者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護又は介護予防・日常生活支援（通所介護又は第1号通所事業に限る。）に係る介護扶助に係る者

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（通所介護又は第1号通所事業に係るものに限る。）に係る者

2 指定生活介護に係る老人デイサービスセンターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 障害者総合支援法第19条第1項の規定によ

る介護給付費の支給決定を受けた者

- (2) 障害者総合支援法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費の支給を受けることが見込まれる者

(利用料金)

第17条 通所介護及び第1号通所事業に係る老人デイサービスセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を納付しなければならない。

- (1) 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者が定める額
- (2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で指定管理者が定める額

2 指定生活介護に係る老人デイサービスセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び特定費用を納付しなければならない。

- (1) 前条第2項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額
- (2) 前条第2項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

第5章 在宅介護支援センター

(名称)

第18条 在宅介護支援センターの名称は、グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センターとする。

(利用対象者)

第19条 在宅介護支援センターの利用対象者は、老人福祉法第5条の4第1項の規定による措置に係る者とする。

第6章 補則

(利用料金収入の帰属)

第20条 第9条、第13条及び第17条に規定する利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の納付)

第21条 第9条、第13条及び第17条に規定する者は、第9条、第13条及び第17条の規定により利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

第8条 [略]

第9条 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第10条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の 手続等に関する条例 (平成16年さいたま市条例第1号) 第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がグリーンヒルうらわの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、市長が定める額を使用料として徴収する。

第22条 [略]

第23条 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第24条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の 手続等に関する条例 (平成16年さいたま市条例第1号) 第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がグリーンヒルうらわの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、次に掲げる使用料を徴収する。

(1) 介護保健施設サービスの入所者、短期入所療養介護の利用者、通所リハビリテーションの利用者、介護予防短期入所療養介護の利用者及び介護予防通所リハビリテーションの利用者は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で市長が定める額

(2) ケアハウスの入所者は、市長が定める額

(3) 老人デイサービスセンターの利用者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに掲げる額

ア 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で市長が定める額

イ 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で市長が定める額

(4) 指定短期入所の利用者(第8条第4項第3号から第5号までに該当する者を除く。)は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額及び特定費用

ア 第8条第4項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額

イ 第8条第4項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

(5) 指定生活介護の利用者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額及び特定費用

ア 第16条第2項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額

イ 第16条第2項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

2 前項の場合にあつては、<u>第7条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に利用料金」とあるのは、「市長に使用料」と読み替えるものとする。</u> <u>第11条</u> [略]	<u>額</u> 2 前項の場合にあつては、<u>第9条、第13条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「指定管理者（第23条第1項に規定する指定管理者をいう。次項並びに第13条、第17条第1項、第20条及び第21条において同じ。）」とあるのは「市長」と、第9条第2項及び第17条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条中「市長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「市長が」と読み替えるものとする。</u> <u>第25条</u> [略]
--	--

（さいたま市老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の廃止）

第2条 さいたま市老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例は、廃止する。

附 則

この条例中、第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和12年4月1日から施行する。

議案第 98 号

さいたま市高齢者デイサービスセンター条例及びさいたま市与野本町デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について

さいたま市高齢者デイサービスセンター条例及びさいたま市与野本町デイサービスセンター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市高齢者デイサービスセンター条例及びさいたま市与野本町デイサービスセンター条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) さいたま市高齢者デイサービスセンター条例（平成 13 年さいたま市条例第 153 号）
- (2) さいたま市与野本町デイサービスセンター条例（平成 13 年さいたま市条例第 154 号）

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 9 号

さいたま市大崎むつみの里条例及びさいたま市槻の木条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市大崎むつみの里条例及びさいたま市槻の木条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市大崎むつみの里条例及びさいたま市槻の木条例の一部を改正する条例

(さいたま市大崎むつみの里条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市大崎むつみの里条例（平成 1 9 年さいたま市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(業務) 第 2 条 むつみの里は、次に掲げる業務を行う。 (1) 次に掲げる障害福祉サービスに関すること。 ア・イ [略] <u>ウ</u> [略] (2)・(3) [略] (4) 障害児相談支援（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 <u>第 6 項</u> に規定する障害児相談支援をいう。第 4 条第 4 項において同じ。） (5) [略] 2 [略] (利用定員) 第 3 条 むつみの里の定員は、 <u>1 7 5 人</u> とする。	(業務) 第 2 条 むつみの里は、次に掲げる業務を行う。 (1) 次に掲げる障害福祉サービスに関すること。 ア・イ [略] <u>ウ 就労移行支援</u> <u>エ</u> [略] (2)・(3) [略] (4) 障害児相談支援（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 <u>第 7 項</u> に規定する障害児相談支援をいう。第 4 条第 4 項において同じ。） (5) [略] 2 [略] (利用定員) 第 3 条 むつみの里の定員は、 <u>1 9 0 人</u> とする。

(さいたま市槻の木条例の一部改正)

第2条 さいたま市櫛の木条例（平成17年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市櫛の木を設置する。 (業務) 第3条 さいたま市櫛の木は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] <u>(2) [略]</u> <u>(3) [略]</u> <u>(4) [略]</u> <u>(5) [略]</u> 2 [略] (利用定員) 第4条 さいたま市櫛の木の定員は、<u>76人</u>とする。 (利用者の資格) 第5条 生活介護及び就労継続支援を利用できる者は、次に掲げる者とする。 (1)～(4) [略] 2～4 [略]	(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市櫛の木を設置する。 (業務) 第3条 さいたま市櫛の木は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] <u>(2) 就労移行支援に関すること。</u> <u>(3) [略]</u> <u>(4) [略]</u> <u>(5) [略]</u> <u>(6) [略]</u> 2 [略] (利用定員) 第4条 さいたま市櫛の木の定員は、<u>88人</u>とする。 (利用者の資格) 第5条 <u>生活介護、就労移行支援</u>及び就労継続支援を利用できる者は、次に掲げる者とする。 (1)～(4) [略] 2～4 [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中第2条第1項第4

号及び第 2 条中第 1 条の改正は、公布の日から施行する。

議案第100号

さいたま市障害者福祉施設春光園条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市障害者福祉施設春光園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市障害者福祉施設春光園条例等の一部を改正する条例

(さいたま市障害者福祉施設春光園条例の一部改正)

第1条 さいたま市障害者福祉施設春光園条例（平成13年さいたま市条例第161号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2の2第6項</u> に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。	(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2の2第7項</u> に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。

(さいたま市みずき園条例の一部改正)

第2条 さいたま市みずき園条例（平成13年さいたま市条例第164号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2の2第6項</u> に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市みずき園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。	(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2の2第7項</u> に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市みずき園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。

（さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正）

第3条 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例（平成14年さいたま市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2の2第6項</u> に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。	(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2の2第7項</u> に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第101号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第45条 〔略〕 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね <u>15人</u> につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね <u>25人</u> につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。	(職員) 第45条 〔略〕 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね <u>20人</u> につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね <u>30人</u> につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。

(さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年さいたま市条例第24号）の一

部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の配置の基準) 第3条 認定こども園には、次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する者を置き、かつ、常時2人を下回ってはならない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳未満の園児おおむね <u>15人</u> につき1人以上 (4) 満4歳以上の園児おおむね <u>25人</u> につき1人以上 2～5 [略]	(職員の配置の基準) 第3条 認定こども園には、次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する者を置き、かつ、常時2人を下回ってはならない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳未満の園児おおむね <u>20人</u> につき1人以上 (4) 満4歳以上の園児おおむね <u>30人</u> につき1人以上 2～5 [略]

（さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の数等) 第5条 [略] 2 [略] 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表	(職員の数等) 第5条 [略] 2 [略] 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表

の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね <u>25</u> 人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15</u> 人につき1人
[略]	

4・5 [略]

の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね <u>30</u> 人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20</u> 人につき1人
[略]	

4・5 [略]

(さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第29条 [略] 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。ただし、一の小規模保育事業所A型につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15</u>人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人 3 [略] (職員) 第31条 [略] 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、保育従事者の数は、一の小規模保	(職員) 第29条 [略] 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。ただし、一の小規模保育事業所A型につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20</u>人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人 3 [略] (職員) 第31条 [略] 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、保育従事者の数は、一の小規模保

育事業所B型につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 [略] （職員） 第44条 [略] 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 [略] （職員） 第47条 [略] 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、保育従事者の数は、一の小規模型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 [略]	育事業所B型につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 [略] （職員） 第44条 [略] 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 [略] （職員） 第47条 [略] 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、保育従事者の数は、一の小規模型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 [略]
---	---

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、第1条の規定による改正後のさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第45条第2項、第2条の規定による改正後のさいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項、第3条の規定による改正後のさいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項並びに第4条の規定による改正後のさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、これらの規定中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。

議案第 1 0 2 号

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 8 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(対象者) 第 3 条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) <u>市内に住所を有するひとり親家庭の父又は母</u> (2) <u>前号のひとり親家庭の児童</u> (3) <u>市内に住所を有する養育者及び養育者が養育する前条第 3 項に規定する児童</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。 (1)～(5) [略] (6) <u>日本国内に住所を有しない者</u> 3 [略]	(対象者) 第 3 条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であつて、<u>市内に住所を有する</u>次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) ひとり親家庭の父又は母<u>及び児童</u> (2) <u>養育者及び養育者が養育する前条第 3 項に規定する児童</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。 (1)～(5) [略] 3 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 103 号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例（平成 13 年さいたま市条例第 178 号）の一部
を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 宮原放課後児 童クラブ	さいたま市北区 <u>宮原町 4 丁目 1</u> <u>0 2 番地 6</u>	[略]	さいたま市立 宮原放課後児 童クラブ	さいたま市北区 <u>宮原町 4 丁目 6</u> <u>6 番地 1 3</u>	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 1 0 4 号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 9 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					
別表第 1（第 2 9 条関係）					
種別	区 分	基準	金 額		備 考
			市が収 集、運 搬及び 処分す るもの	市が処 分のみ するも の	
[略]					
その 他の 一般 廃棄 物	普通世 帯から 排出す るもの （搬入 量 1 回 に <u>1 0</u> <u>k g</u> 超 から）	[略]		<u>2 4 0</u> 円	[略]
	[略]				

改正前					
別表第 1（第 2 9 条関係）					
種別	区 分	基準	金 額		備 考
			市が収 集、運 搬及び 処分す るもの	市が処 分のみ するも の	
[略]					
その 他の 一般 廃棄 物	普通世 帯から 排出す るもの （搬入 量 1 回 に <u>1 0</u> <u>0 k g</u> <u>以上か</u> <u>ら</u> ）	[略]		<u>2 0 円</u>	[略]
	[略]				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの間、この条例による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第 1 の規定の適用については、同表その他の一般廃棄物の部普通世帯から排出するもの（搬入量 1 回に 1 0 k g 超から）の款中「2 4 0 円」とあるのは、「1 0 0 円」とする。
- 3 令和 8 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間、改正後の条例別表第 1 の規定の適用については、同表その他の一般廃棄物の部普通世帯から排出するもの（搬入量 1 回に 1 0 k g 超から）の款中「2 4 0 円」とあるのは、「1 8 0 円」とする。

議案第 105 号

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 198 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 10 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） <u>第 243 条の 2 の 8 第 8 項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 10 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） <u>第 243 条の 2 の 2 第 8 項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第106号

さいたま市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例

さいたま市農業者トレーニングセンター条例（平成13年さいたま市条例第230号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 [略] 第3章 併設施設（第18条—<u>第21条</u>） 第4章 補則（<u>第22条</u>） 附則 （併設施設の設置） 第18条 センターに花きミスト温室及び花き母樹温室（以下「併設施設」という。）を併設する。 （併設施設の業務） 第19条 併設施設は、それぞれ次に掲げる主要な業務を行う。 (1) [略] (2) [略]	目次 第1章・第2章 [略] 第3章 併設施設（第18条—<u>第22条</u>） 第4章 補則（<u>第23条</u>） 附則 （併設施設の設置） 第18条 センターに<u>花き展示温室</u>、花きミスト温室、花き母樹温室及び花き集荷施設（以下「併設施設」という。）を併設する。 （併設施設の業務） 第19条 併設施設は、それぞれ次に掲げる主要な業務を行う。 (1) <u>花き展示温室</u> <u>温室栽培等の実習及び展示に關すること。</u> (2) [略] (3) [略] (4) <u>花き集荷施設</u> <u>ア 花き類の共同出荷に關すること。</u>

<

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第107号

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例及びさいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例及びさいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例及びさいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市下水道事業の設置等に関する条例（平成16年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第 <u>8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第 <u>8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(さいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市水道事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第275号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第108号

さいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事請負契約について

さいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 契約の目的 さいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 5,603,400,000円
- 4 契約の相手方 斎藤・和光・共栄特定共同企業体

代表構成員 さいたま市浦和区北浦和3丁目6番5号
斎藤工業株式会社

代表取締役 斎藤 恵介

構 成 員 さいたま市中央区新中里3丁目6番5号
和光建設株式会社

代表取締役 岩浪 郁雄

構 成 員 さいたま市大宮区高鼻町1丁目25番地1
共栄建設株式会社

代表取締役 原笹 治三

議案第109号

さいたま市立新設大和田地区小学校建設（電気設備）工事請負契約について

さいたま市立新設大和田地区小学校建設（電気設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 契約の目的 さいたま市立新設大和田地区小学校建設（電気設備）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 739,272,600円
- 4 契約の相手方 万代・浦和特定共同企業体

代表構成員 さいたま市桜区中島2丁目22番1号

株式会社万代電気工業

代表取締役 三角 喜久治

構 成 員 さいたま市南区南浦和1丁目21番19号

浦和電気工事株式会社

代表取締役 松村 文明

議案第 1 1 0 号

さいたま市立新設大和田地区小学校建設（機械設備）工事請負契約について

さいたま市立新設大和田地区小学校建設（機械設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

- 1 契約の目的 さいたま市立新設大和田地区小学校建設（機械設備）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契 約 金 額 1, 5 6 9, 7 0 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 ソーセツ・新研 特定共同企業体

代表構成員 さいたま市北区奈良町 1 5 3 番地 1 2

ソーセツエンジニアリング株式会社

代表取締役 熊井戸 啓二

構 成 員 さいたま市桜区西堀 8 丁目 1 2 番 1 5 号

株式会社新研設備工業

代表取締役 大原 喜四郎

議案第 1 1 1 号

議決事項の一部変更について（ひまわり学園大規模改修（建築）工事請負契約）

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年さいたま市条例第 2 8 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年 2 月議会において議決を得た請負契約について（議案第 5 7 号）、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3 契約金額中「5 0 2, 8 7 3, 8 0 0 円」を「5 1 4, 4 0 1, 8 0 0 円」に変更する。

議案第 1 1 2 号

議決事項の一部変更について（ひまわり学園大規模改修（機械設備）工事請負契約）

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年さいたま市条例第 2 8 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年 2 月議会において議決を得た請負契約について（議案第 5 8 号）、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3 契約金額中「3 6 4, 2 2 2, 1 0 0 円」を「3 7 4, 3 5 3, 1 0 0 円」に変更する。

議案第 1 1 3 号

議決事項の一部変更について（さくら草学園移転整備（建築）工事請負契約）

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年さいたま市条例第 2 8 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年 2 月議会において議決を得た請負契約について（議案第 5 9 号）、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3 契約金額中「4 0 6 , 5 6 0 , 0 0 0 円」を「4 2 2 , 5 7 6 , 0 0 0 円」に変更する。

議案第 1 1 4 号

議決事項の一部変更について（さいたま市立大宮北小学校（1－1、－2・2・18棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事請負契約）

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（令和6年さいたま市条例第28号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和5年2月議会において議決を得た請負契約について（議案第53号。同年6月議会（議案第123号）及び9月議会（議案第167号）において議決を得て一部変更）、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

3 契約金額中「328,015,600円」を「330,127,600円」に変更する。

議案第 1 1 5 号

議決事項の一部変更について（さいたま市立原山小学校（7・18・21・24・25棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約）

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（令和6年さいたま市条例第28号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年2月議会において議決を得た請負契約について（議案第60号）、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年6月5日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3 契約金額中「622, 777, 100円」を「658, 109, 100円」に変更する。

議案第 1 1 6 号

議決事項の一部変更について（さいたま市立谷田小学校（1・31・32棟）
リフレッシュ改修（建築）工事請負契約）

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（令和6年さいたま市条例第28号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年2月議会において議決を得た請負契約について（議案第61号）、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年6月5日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3 契約金額中「522, 723, 300円」を「540, 576, 300円」に変更する。

議案第 1 1 7 号

議決事項の一部変更について（さいたま市立本太中学校（6・7・8・9・10・18・20・25・33・34棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事請負契約）

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（令和6年さいたま市条例第28号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年2月議会において議決を得た請負契約について（議案第63号）、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和6年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

3 契約金額中「343, 469, 500円」を「349, 376, 500円」に変更する。

議案第 1 1 8 号

議決事項の一部変更について（うらわ美術館空調設備改修工事請負契約）

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年さいたま市条例第 2 8 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 5 年 9 月議会において議決を得た請負契約について（議案第 1 6 3 号）、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3 契約金額中「3 2 2, 0 1 5, 1 0 0 円」を「3 4 9, 5 8 1, 1 0 0 円」に変更する。

議案第 1 1 9 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 4 8 号）第 3 条の規定により議決を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

- 1 物件の表示 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 1 台
- 2 取 得 先 東京都港区芝 5 丁目 3 6 番 7 号三田ベルジュビル 1 9 階
株式会社モリタ東京支店
支店長 山北 忠司
- 3 取 得 価 格 9 7, 6 8 0, 0 0 0 円
- 4 取 得 理 由 火災現場における消火活動に充てるため。

議案第120号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和6年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 救助工作車Ⅱ型 1台
- 2 取得先 東京都港区芝5丁目36番7号三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ東京支店
支店長 山北 忠司
- 3 取得価格 161,590,000円
- 4 取得理由 救助現場における救助活動に充てるため。

議案第 1 2 1 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合の規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、別紙のとおり埼玉県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて協議するため、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議決を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

(別紙)

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年指令市第２０７９号）の一部を次のように変更する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

議案第 1 2 2 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

路 線 名	延 長 m	幅 員 m	起 点	終 点	重要な経過地
D 第 6 9 3 号 線	40 72	4 00	さいたま市南区辻二丁目 1 1 2 9 番 8 地先	さいたま市南区辻二丁目 1 1 2 9 番 1 2 地先	
L 第 1 3 7 7 号 線	129 68	6 00	さいたま市緑区大字三室字北宿 2 1 4 3 番 5 地先	さいたま市緑区大字三室字北宿 2 1 4 1 番 1 6 地先	
L 第 1 3 7 8 号 線	100 11	5 00	さいたま市緑区大字三室字原前 1 1 8 0 番 4 地先	さいたま市緑区大字三室字原前 1 1 8 0 番 1 5 地先	
第 7 9 6 号 線	39 18	4 00	さいたま市中央区円阿弥三丁目 9 5 番 3 地先	さいたま市中央区円阿弥三丁目 9 5 番 7 地先	
第 7 9 7 号 線	84 57	4 00	さいたま市中央区大戸五丁目 5 2 5 番 1 地先	さいたま市中央区大戸五丁目 5 2 9 番 2 地先	
1 2 9 5 5 号 線	75 13	4 00	さいたま市北区今羽町 2 4 5 番 1 1 地先	さいたま市北区今羽町 2 4 5 番 4 4 地先	
1 2 9 5 6 号 線	72 42	4 00	さいたま市見沼区大字小深作字小深作前 4 5 8 番 9 地先	さいたま市見沼区大字小深作字小深作前 4 7 4 番 5 地先	
1 2 9 5 7 号 線	77 13	5 00	さいたま市見沼区大字東門前字本村 2 0 0 番 4 地先	さいたま市見沼区大字東門前字本村 2 0 0 番 1 1 地先	
1 2 9 5 8 号 線	51 51	11 91 ～ 12 04	さいたま市見沼区島町 4 9 4 番 1 1 地先	さいたま市見沼区島町一丁目 1 0 1 番 9 地先	
1 2 9 5 9 号 線	92 13	4 00	さいたま市見沼区大字小深作字中島 6 4 7 番 4 1 地先	さいたま市見沼区大字小深作字中島 6 4 7 番 2 0 地先	
2 2 6 1 0 号 線	66 95	4 00	さいたま市見沼区大字中川字大山 1 0 7 5 番 1 地先	さいたま市見沼区大字中川字大山 1 0 6 4 番 1 3 地先	
2 2 6 1 1 号 線	117 14	4 50 ～ 5 00	さいたま市見沼区大字中川字大山 1 0 6 4 番 5 地先	さいたま市見沼区大字中川字大山 1 0 6 8 番 5 地先	

路 線 名	延 長 m	幅 員 m	起 点	終 点	重要な経過地
2 2 6 1 2 号 線	93 01	4 30	さいたま市見沼区大字中川字大山 1 0 6 4 番 1 5 地先	さいたま市見沼区大字中川字大山 1 0 6 4 番 1 4 地先	
2 2 6 1 3 号 線	52 16	4 00	さいたま市見沼区大字御蔵字高見 7 7 2 番 7 地先	さいたま市見沼区大字御蔵字高見 7 7 1 番 8 地先	
3 2 9 7 4 号 線	66 36	5 00	さいたま市北区大成町四丁目 5 3 6 番 2 1 地先	さいたま市北区大成町四丁目 5 3 6 番 1 4 地先	
4 1 7 1 7 号 線	81 29	4 00	さいたま市西区大字佐知川字金山 1 3 7 8 番 1 0 地先	さいたま市西区大字佐知川字金山 1 3 7 8 番 5 地先	

議案第 1 2 3 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議決を求める。

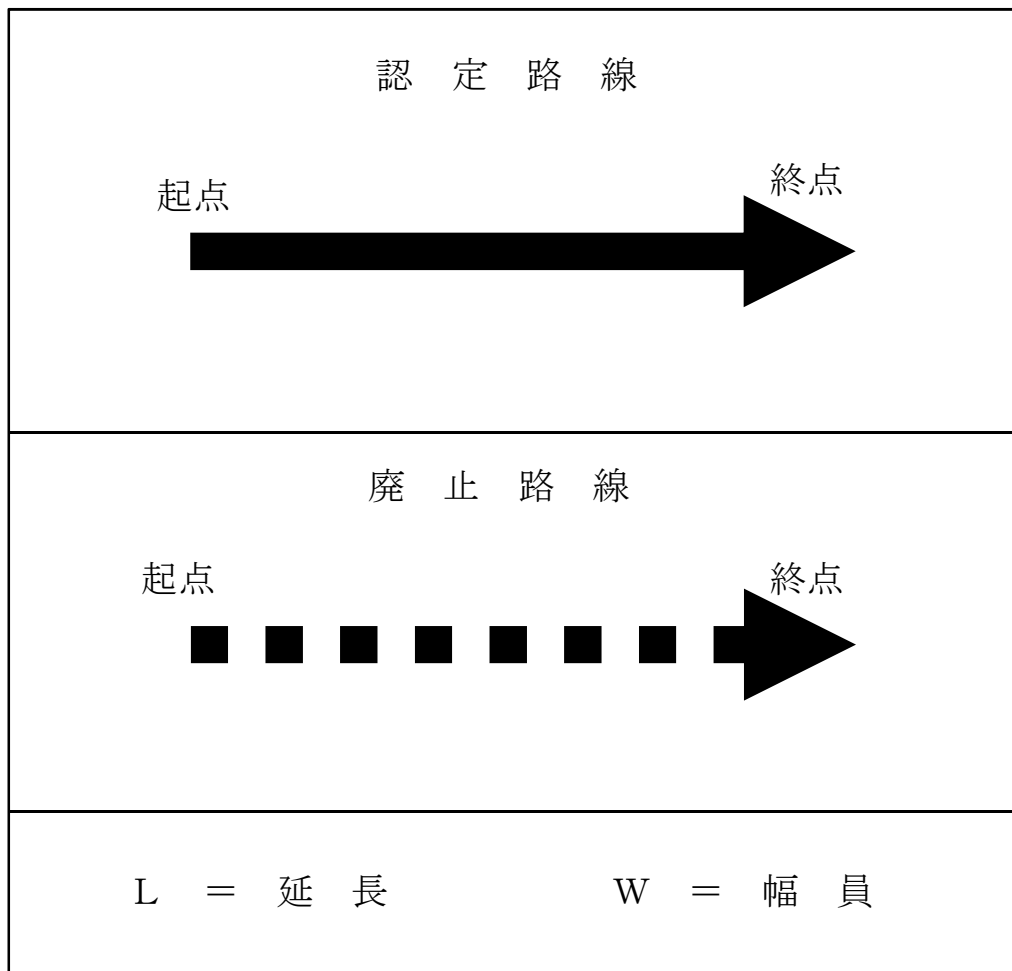
令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

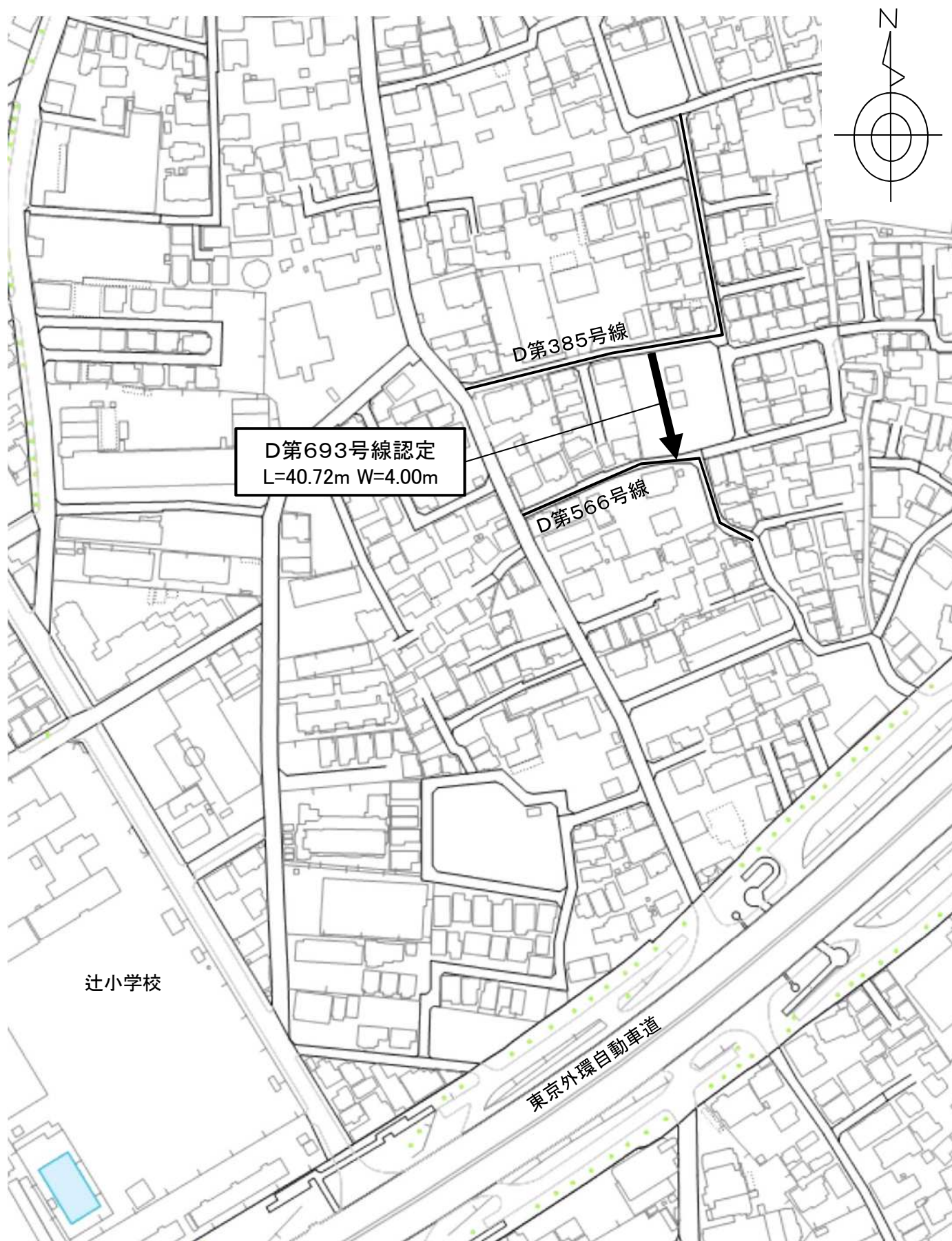
記

路 線 名	延 長 m	幅 員 m	起 点	終 点	重要な経過地
4 1 5 1 1 号 線	30 40	2 80 ～ 3 70	さいたま市西区大字 佐知川字金山 1 3 8 1 番 2 地 先	さいたま市西区大字 佐知川字金山 1 3 8 2 番 地 先	
3 2 1 4 号 線	188 50	2 00 ～ 3 50	さいたま市岩槻区大 字 柏 崎 3 6 8 番 2 地 先	さいたま市岩槻区大 字 柏 崎 2 1 5 番 地 先	

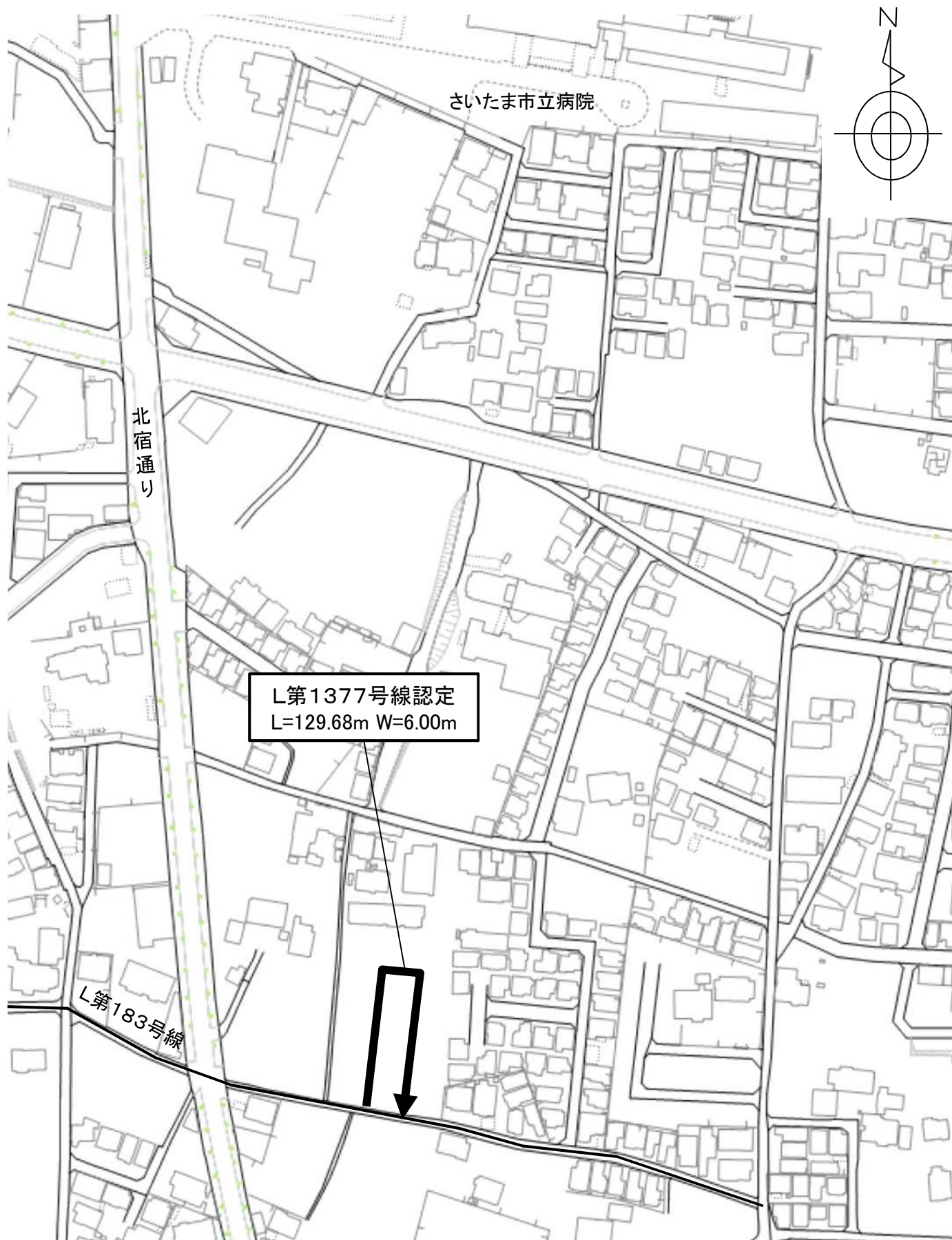
凡 例



参 考 案 内 図



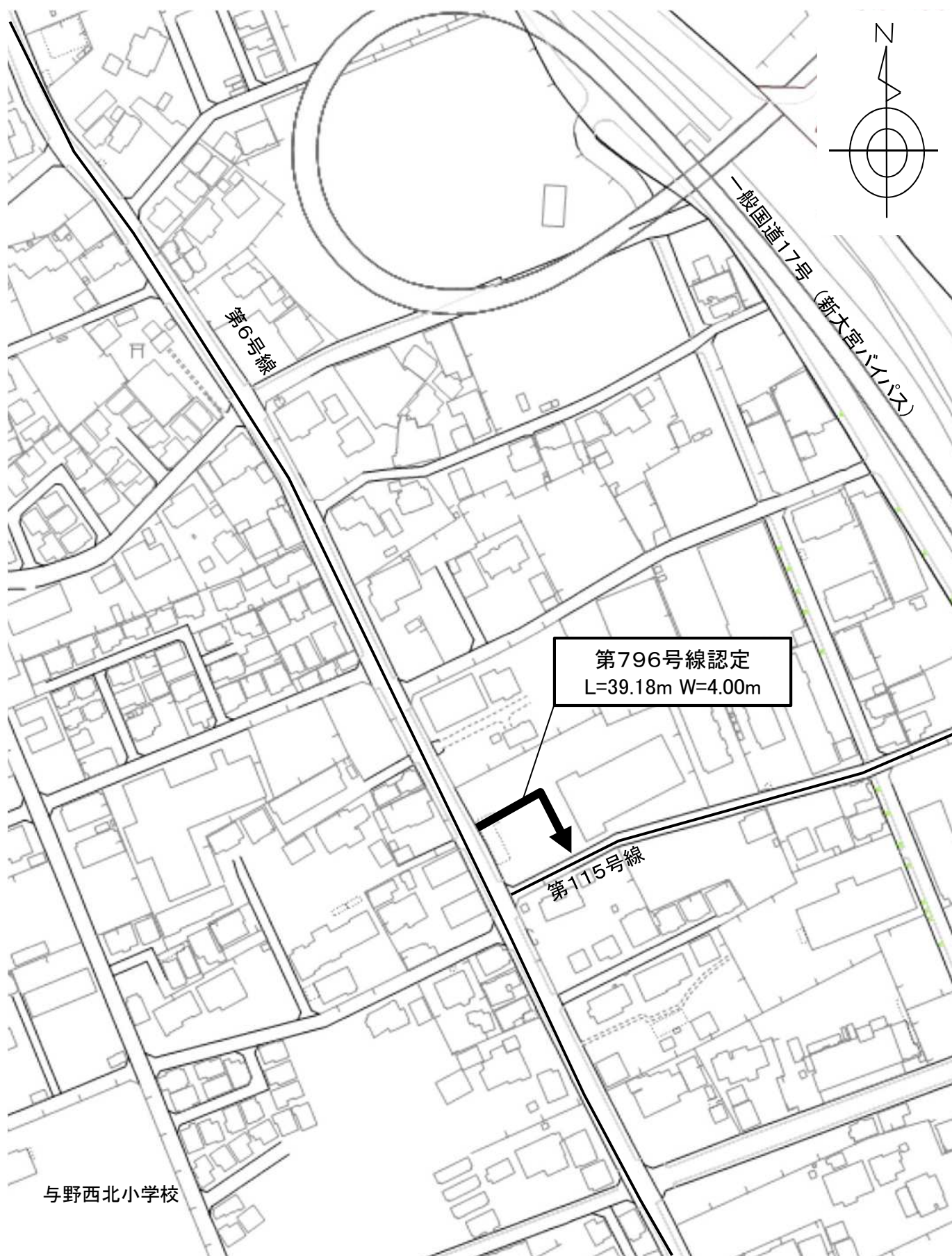
参 考 案 内 図



参 考 案 内 図



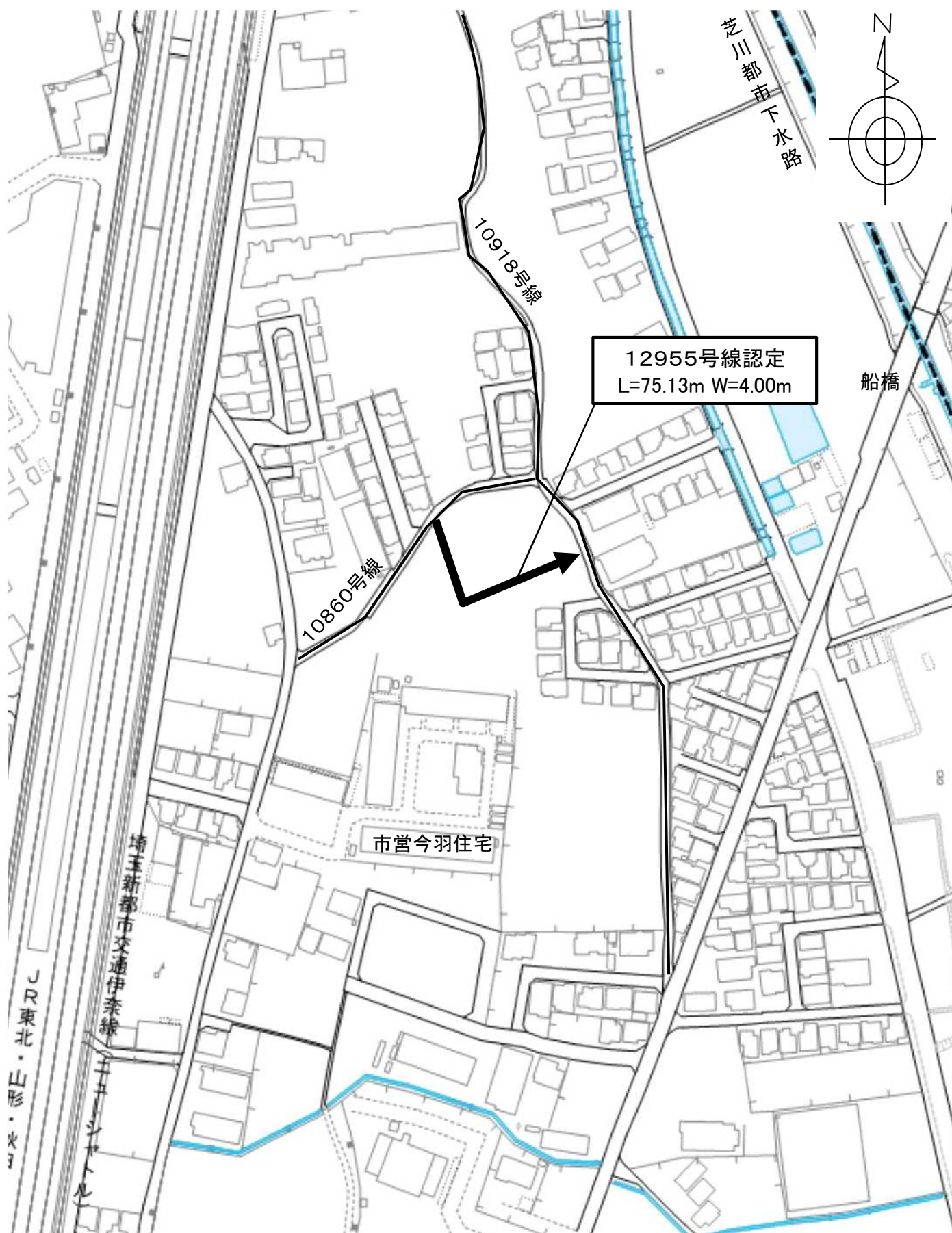
参 考 案 内 図



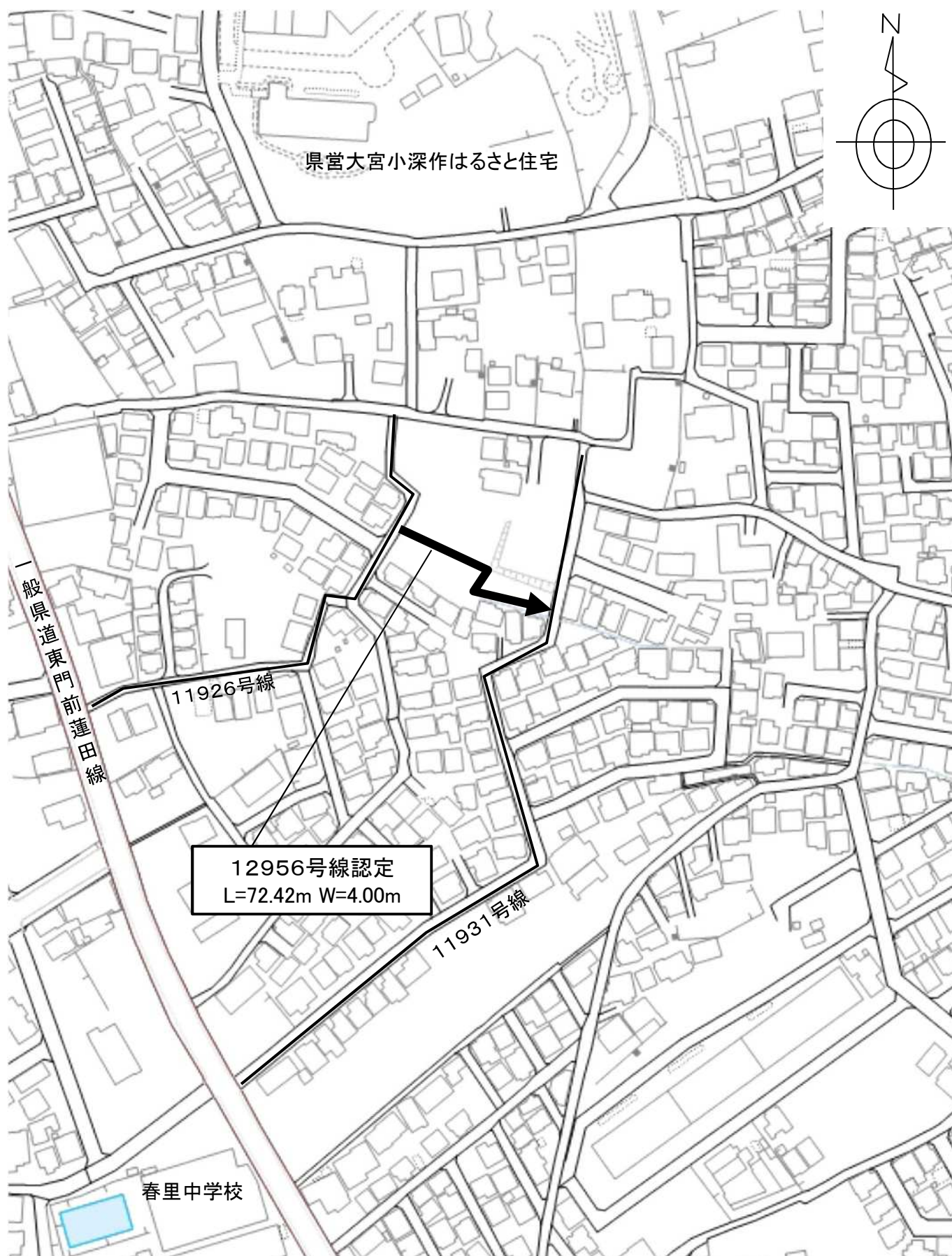
参 考 案 内 図



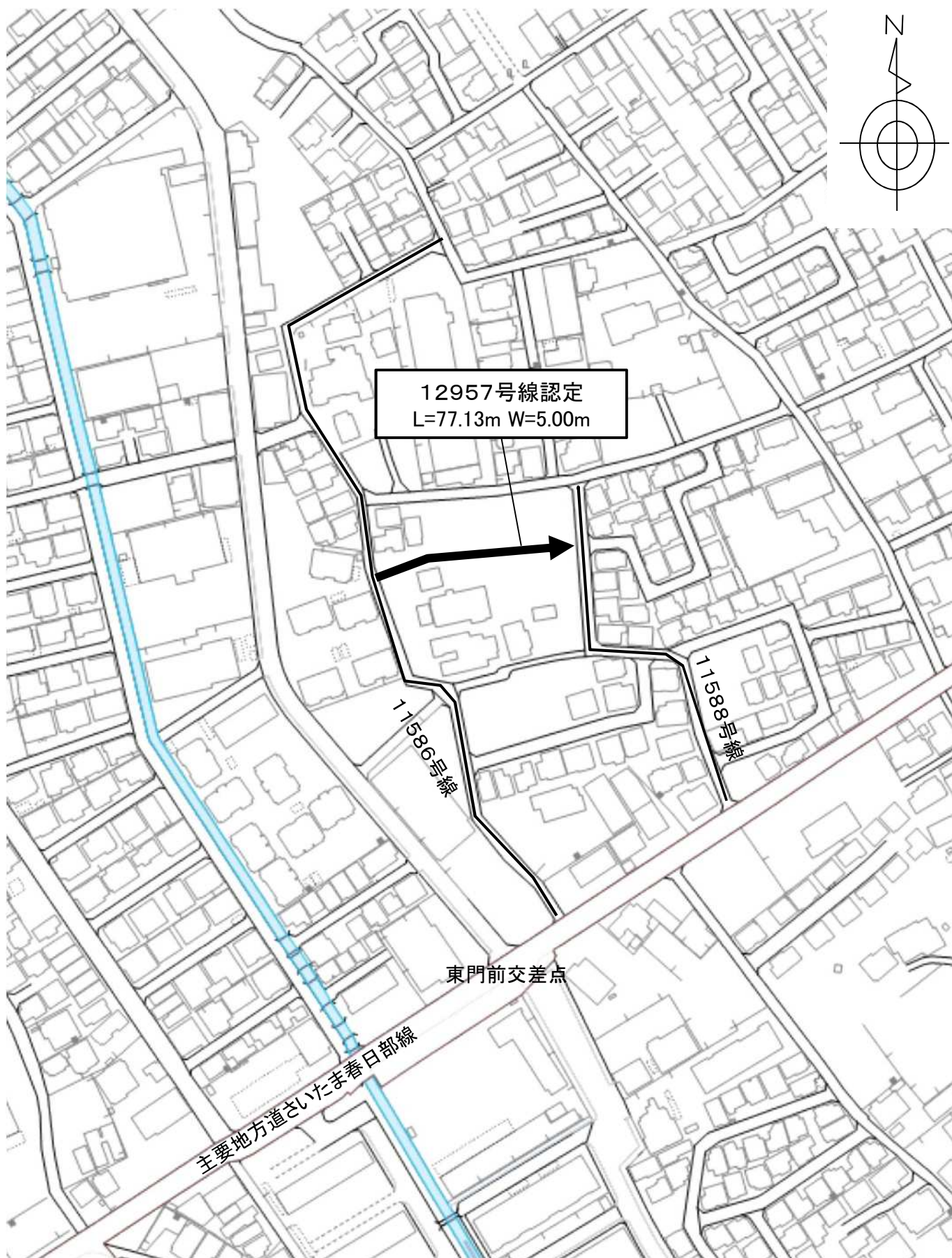
参 考 案 内 図



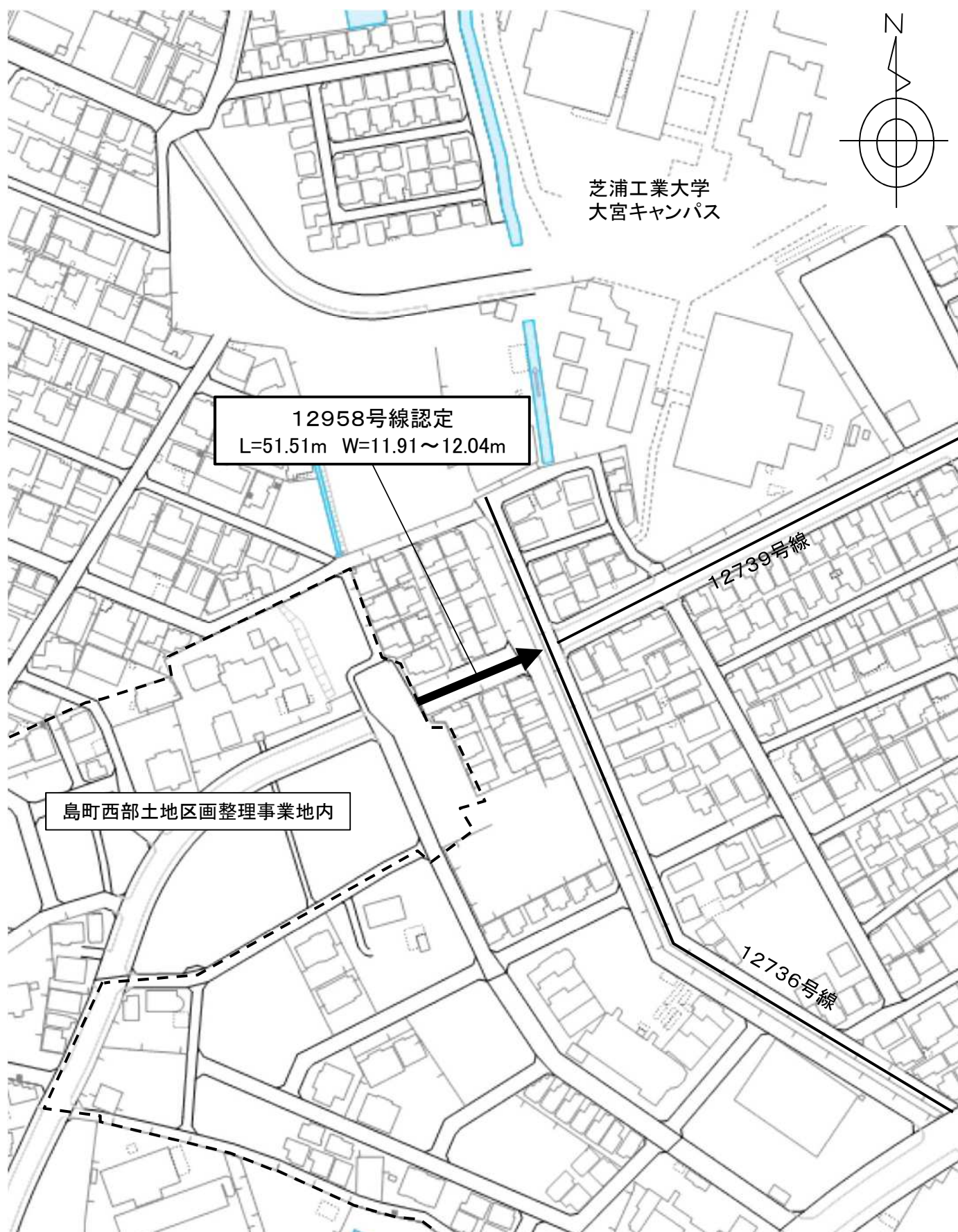
参 考 案 内 図



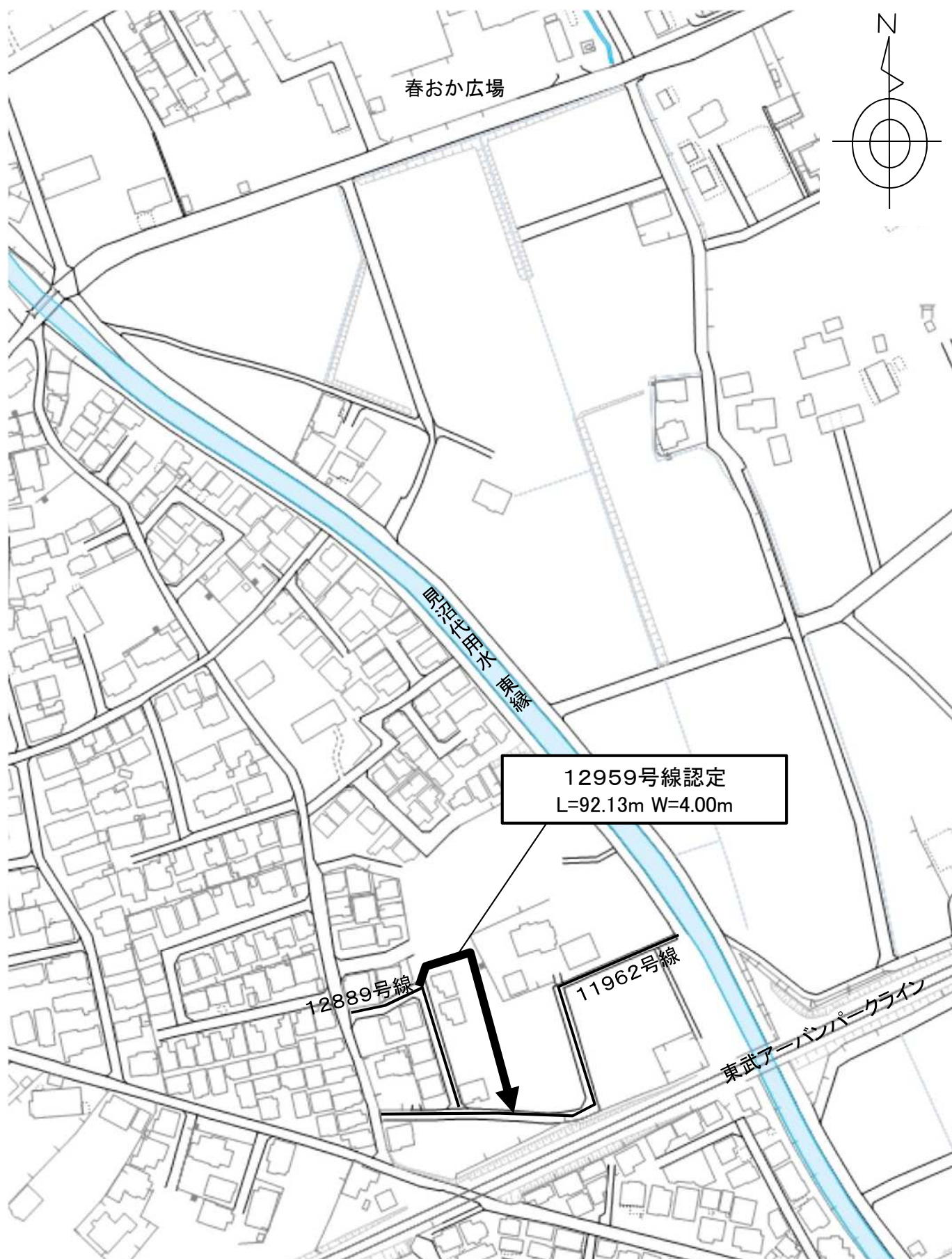
参 考 案 内 図



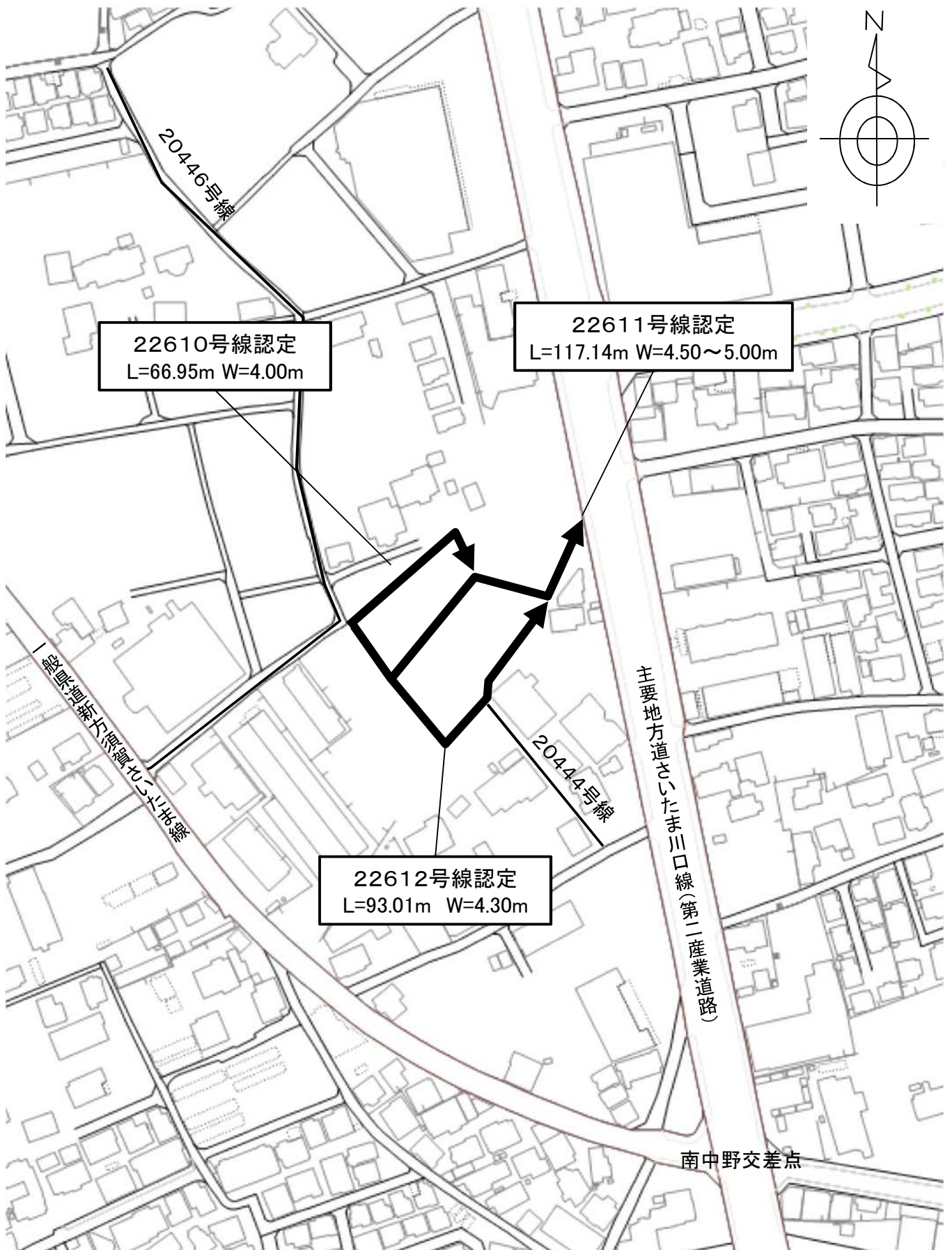
参 考 案 内 図



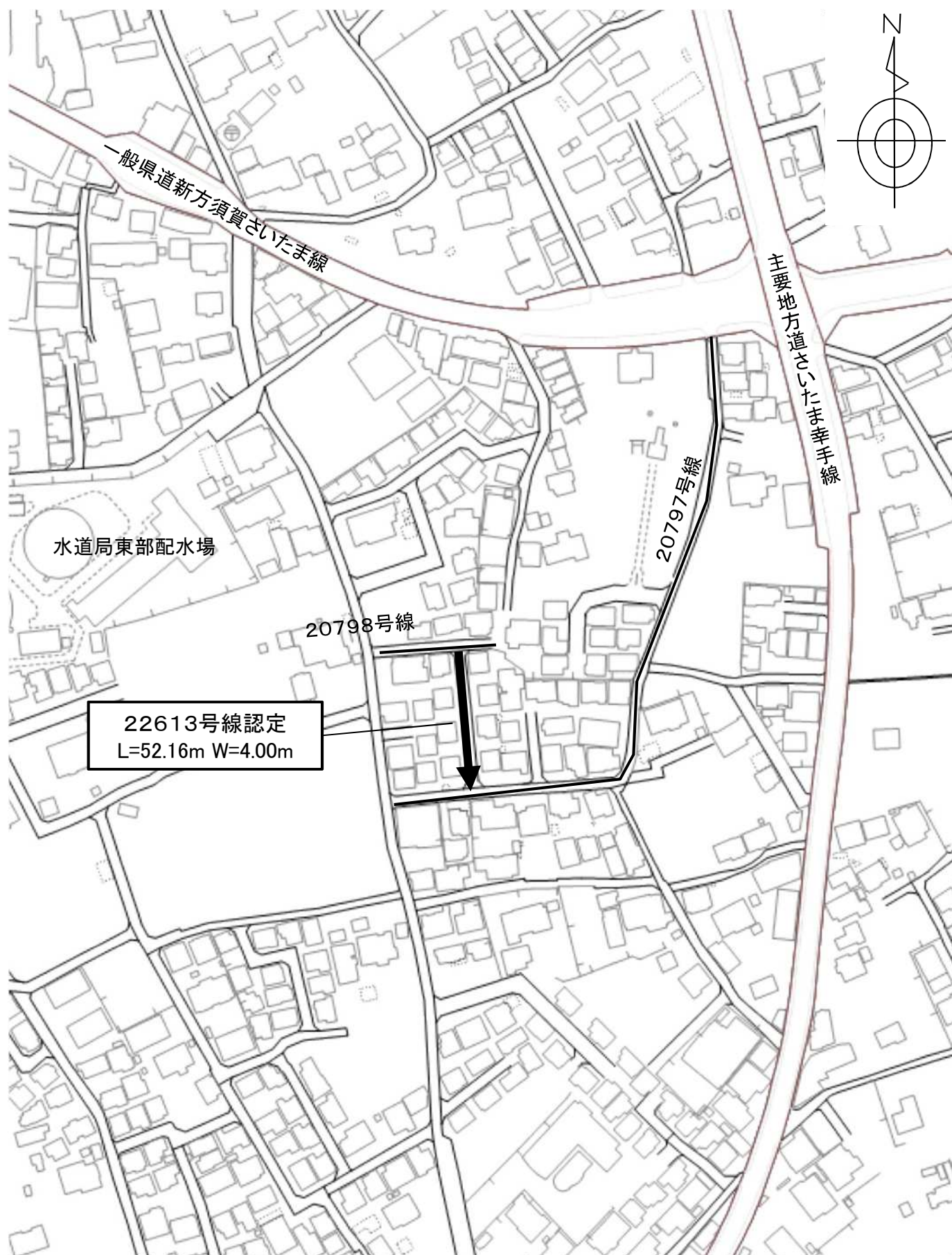
参 考 案 内 図



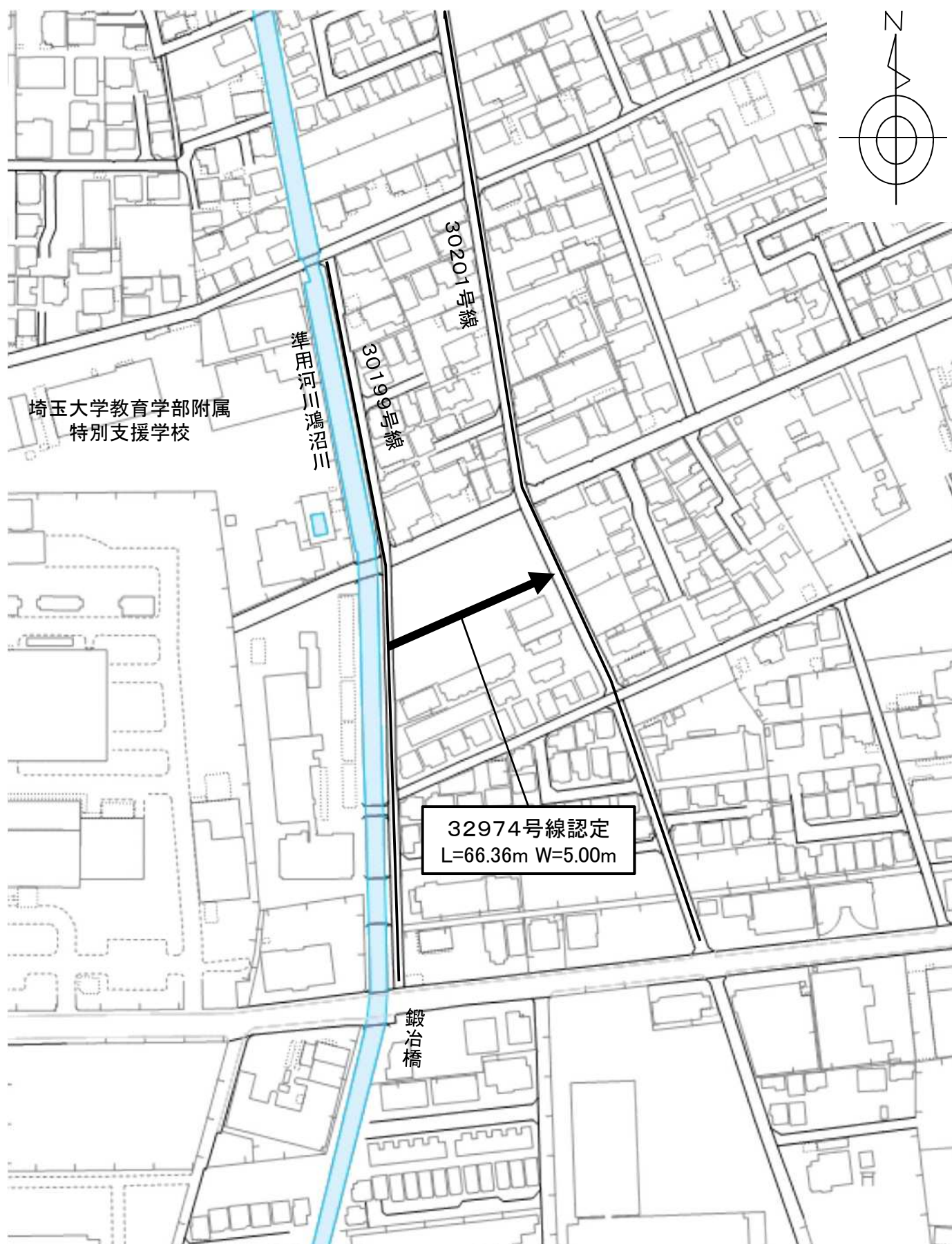
参 考 案 内 図



参 考 案 内 図



参 考 案 内 図



参 考 案 内 図



参 考 案 内 図

